平成２７年（フ）第２０４号
埼玉県熊谷市石原572番地　公益財団法人西熊谷病院内、破産申立時の住所埼玉県行田市西新町１番地42、（破産開始時の住所）埼玉県行田市本丸１番13号グループホーム本丸
破産者　飯田　　健
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５１号
埼玉県本庄市見福５丁目６番13号　レオパレス　ルーチェ106
破産者　石坂　繁雄
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１３７号
横浜市金沢区寺前１丁目３番３号　兼平ビル401号
破産者　宮里　　茂
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６５号
宮崎県都城市年見町29号７番地２　マール・ビビＤ棟101号室、住民票上の住所川崎市多摩区堰１丁目22番１―527号
破産者　三宅　繁利
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
新潟県燕市吉田弥生町29番10号
破産者　稲越　光彦
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８９号
新潟市中央区紫竹山１丁目７番36号　トーコーハイツＢ101
破産者　粟津　毅彦
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地33、開始決定時の住所岐阜県可児市桜ケ丘５丁目26番地
破産者　箕浦　賢司
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第６２７号
静岡市葵区日向233番地の１、住民票上の住所沖縄県うるま市与那城屋慶名1847番地　長堂アパート201
破産者　佐藤　浩逸
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４６号
静岡県焼津市駅北２丁目７番12号
破産者　山下　　薫
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９６号
静岡市清水区折戸428番地の17
破産者　稲葉　一矢
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１７号
静岡市葵区田町１丁目31番地
破産者　小柳　忠彦
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９４号
愛知県知多郡美浜町大字河和字岡ノ脇75番地６
破産者　小林　祐一
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１８号
名古屋市熱田区一番３丁目２番20号一番荘２棟211号
破産者　多田　恒樹
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４３号
名古屋市瑞穂区大喜町６丁目30番地　丸福津賀田マンション102号、住民票上の住所名古屋市緑区大高町字東正地40番地
破産者　杉本　信義
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５６号
名古屋市南区道徳通１丁目10番地　藤和道徳サンコープ508号
破産者　石浜　　清
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８１号
愛知県春日井市八田町６丁目５番地15　サープラスⅢ朝宮105号
破産者　藤田建設こと　松元　　等
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９２号
名古屋市昭和区川名町４丁目45番地　黒崎方
破産者　永田　達昭
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３６号
神戸市中央区熊内町３丁目５番18号　中島マンション302
破産者　松井　千佳
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部